

SSBJからの報告

2024年4月2日

サステナビリティ基準委員会 (SSBJ)

🌱 第33回サステナビリティ基準委員会において、次の基準の公開草案の公表が承認された

1. サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案
「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（**適用基準案**）
2. サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号
「一般開示基準（案）」（**一般基準案**）
3. サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号
「気候関連開示基準（案）」（**気候基準案**）

◆ 本資料ではこれらをまとめて「**SSBJ基準案**」という

🌱 3月29日より、以下のSSBJのホームページにおいて掲載されている

<https://www.ssb-j.jp/jp/>
(3月14日から、**URL**が変わりました)

🌱 公開草案のコメント期間：**4か月**（2024年**7月31日まで**）



金融商品取引法上のSSBJ基準案の位置付け

🌱 サステナビリティ関連財務情報に関する開示制度（金融商品取引法）

- ◆ 金融商品取引法上のサステナビリティ開示基準の設定主体については、2022年12月27日に公表された「**ディスクロージャーワーキング・グループ報告（令和4年度）**」^(※1)において、今後、必要となる関係法令の整備を行うとともに、**当委員会が開発する開示基準について、個別の告示指定により我が国のサステナビリティ開示基準として設定するとの記載があるが、現時点では確定していない**
- ◆ なお、2024年2月に金融審議会において「**サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ**」の設置が決定され、2024年3月より、SSBJ基準が確定した場合の具体的な適用対象や（強制）適用時期を検討する予定である^(※2)

(※1) 金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告（令和4年12月27日）
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221227/01.pdf

(※2) 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第1回）
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryou/20240326.html

🌱 サステナビリティ関連財務情報に関する開示制度（金融商品取引法）

- ◆ **金融商品取引法（金商法）上、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）の適用が要請される企業の範囲**については、当局より、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が開発する**ISSB基準**との国際的な比較可能性の確保の必要性等も踏まえ、**グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（東京証券取引所のプライム上場企業又はその一部）**と想定することが考えられるとの説明がなされた^(※3)
- ◆ 「**プライム上場企業又はその一部**」の具体的な適用対象や（強制）適用時期については、ワーキング・グループ^{（前頁参照）}による提言を踏まえ、今後、当局により決定されることが考えられる



SSBJ基準案は、東京証券取引所のプライム上場企業又はその一部が適用対象になることを前提に開発した

(※3) 第30回サステナビリティ基準委員会（2024年2月6日開催）

https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20240206_30g.pdf



SSBJ基準案の開発にあたっての基本的な方針

🌱 国際的な比較可能性の確保

- ◆ サステナビリティ開示基準の開発にあたり、**SSBJ基準案は、ISSB基準（IFRS S1号及びIFRS S2号）の要求事項をすべて取り入れている**
- ◆ 一部の定めについては、ISSB基準の要求事項に**代えてSSBJ基準独自の取扱いを選択**することを**認めている**
- ◆ 一部の定めについては、ISSB基準に**追加して要求している**
 - 🌱 ISSB基準との項番対照表及び差異表については、今後、SSBJ事務局より公表の予定



- 🌱 **SSBJ基準を適用し、SSBJ基準独自の取扱いを選択しなければ、ISSB基準に準拠したことになるように意図している**
- 🌱 **SSBJ基準独自の取扱いを選択した場合、ISSB基準に準拠することになる場合もあれば、準拠しないことになる場合もあると考えられる**
- 🌱 **SSBJ基準がISSB基準に追加して要求する開示は、ISSB基準の開示を作成する過程で入手する情報に基づき作成可能とすることを意図している**

- ISSBは、「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」（以下「産業別ガイダンス」という。）を公表しているものの、現時点では、ISSB基準の一部を構成するものではない（強制適用の対象ではない）とされている
 - ◆ ただし、ISSBは、産業別ガイダンスについて、将来においてISSB基準の一部として要求される開示となるべきとの意向を示している

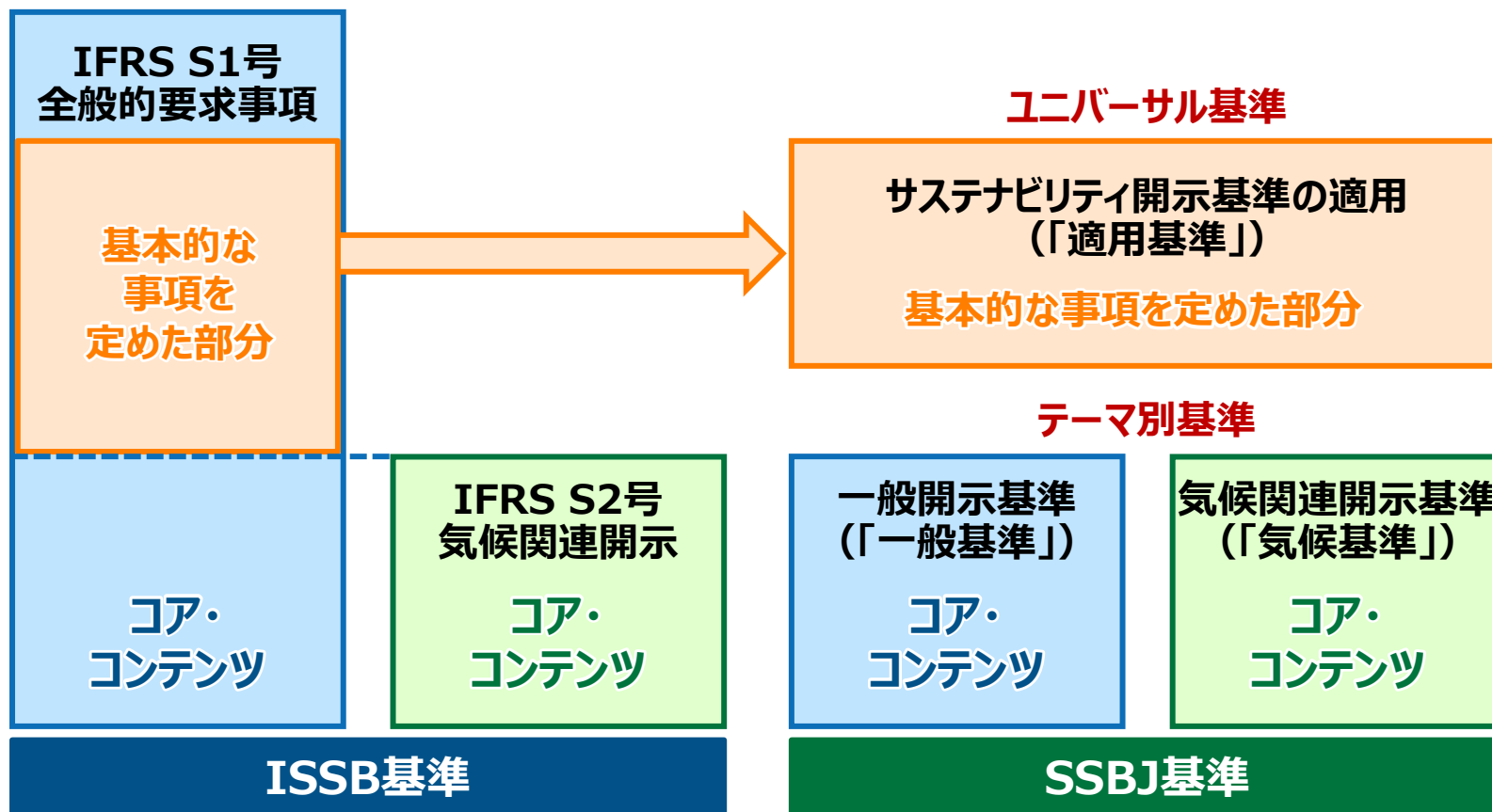
- SSBJ基準案には、産業別基準に相当する内容を含めていない
 - ◆ 産業別基準は、将来、ISSBが強制適用の対象とすることした時点で、SSBJ基準にも取り入れるかどうかを検討する予定である

- SSBJ基準案の開発にあたり、ほとんどの項目については委員の全員一致でISSB基準と同じ内容の定めを入れることに合意した
- ただし、一部の項目については委員の間で意見が分かれ、多数派の意見をSSBJ基準案として提案することとした
- SSBJ基準案において採用されなかった案については、「結論の背景」において少数派の意見及びその理由についても詳述し、意見が分かれたことを関係者が理解できるようにしている

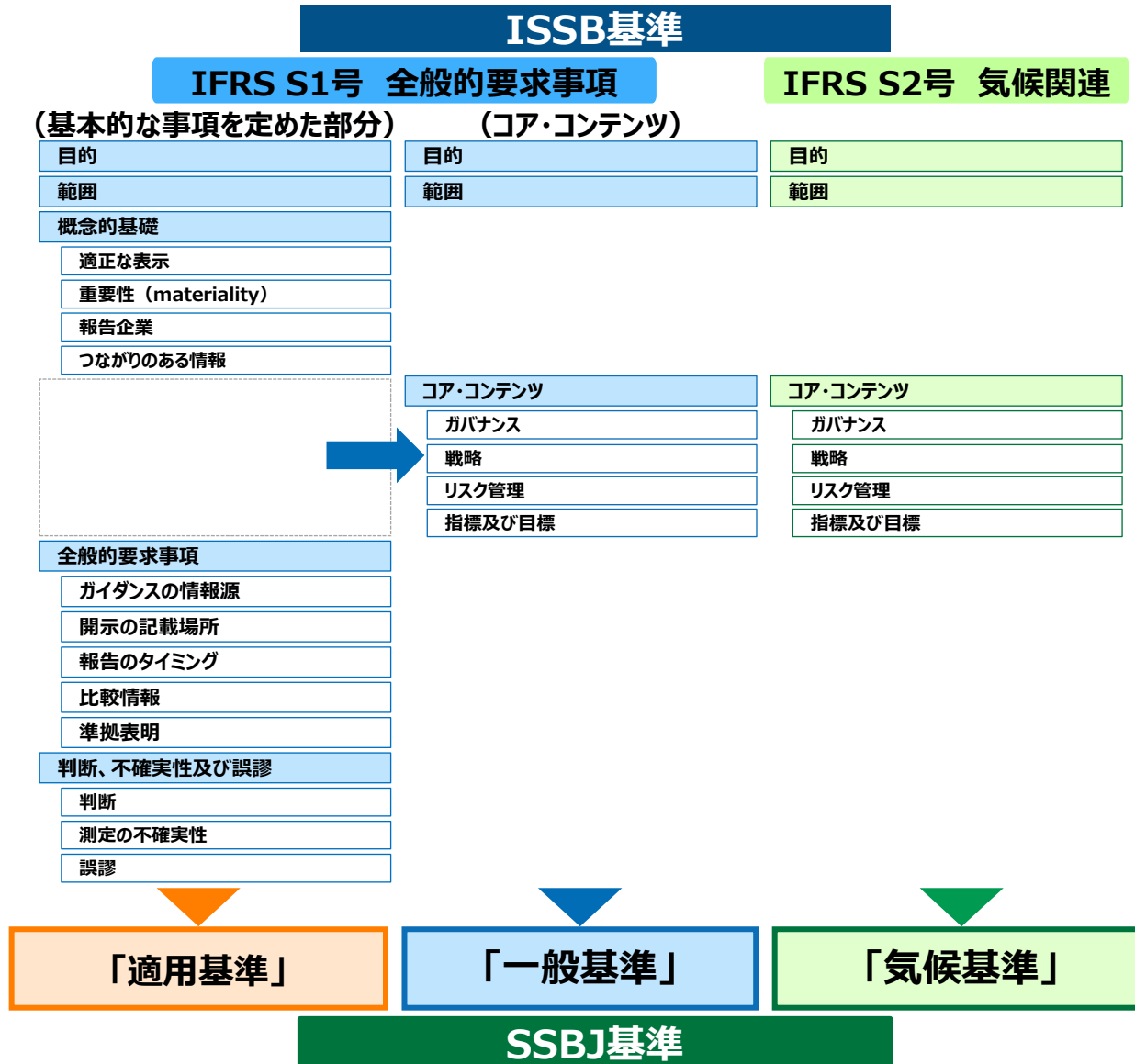


SSBJ基準案の概要

- SSBJ基準案は、IFRS S1号の**基本的な事項を定めた部分**と、**コア・コンテンツを定めた部分**とを、わかりやすさの観点から、**別個の基準（ユニバーサル基準、テーマ別基準）**にして公表している



ISSB基準の構成との比較(2/2)



適用基準案の概要(1/2)

| | |
|------------|---|
| 目的 | サステナビリティ関連財務開示を作成し、報告する場合における、 基本的な事項 （IFRS S1号の「コア・コンテンツ」に相当する定め以外の定め）を示すこと |
| 報告企業 | 関連する 財務諸表と同じ 報告企業（連結ベースの企業集団又は単体） |
| 報告期間 | 財務諸表と同じ 報告期間 |
| 報告のタイミング | 原則として、 財務諸表と同時に 報告 |
| 情報の記載場所 | 財務諸表とあわせて 開示 |
| 表示の単位 | 数値の表示に用いる 単位 を開示（グラム(g)、ジュール(J)等） |
| 法令との関係 | 法令により開示が禁止されている場合、開示する必要はない |
| 商業上の機密 | サステナビリティ関連の 機会 に関する情報について、 商業上の機密情報 として 一定の要件をすべて満たす場合に限り 、開示しないことができる |
| リスク及び機会の識別 | サステナビリティ関連の リスク及び機会 の識別にあたり、以下が要求される (1) SSBJ基準を適用 (2) SASBスタンダードにおける開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮 |

| | |
|-------------|--|
| 開示要求の識別 | 開示要求を識別するにあたり、以下が要求される (1) リスク又は機会に適用される SSBJ基準を適用 (2) 適用されるSSBJ基準がない場合、 SASBスタンダードに含まれている開示トピックに関連した指標を参照し、その適用可能性を考慮 |
| 重要性がある情報の開示 | 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して重要性がある情報を開示 |
| コネクティビティ | 情報が関連する項目間、サステナビリティ開示内、サステナビリティ開示と財務諸表における つながりを理解できる情報を提供 |
| 公表承認日 | サステナビリティ関連財務開示の 公表承認日及び承認した機関又は個人の名称を開示 |
| 後発事象 | 公表承認日までに報告期間の末日現在で存在していた情報について情報を入手した場合、当該状況に関連する開示を更新 公表承認日までに発生する取引、その他の事象及び状況に関する情報について、当該情報を開示しないことにより主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合、開示 |
| 比較情報 | 当報告期間に開示される すべての数値並びに有用な説明的及び記述的の情報について、前報告期間に係る比較情報を開示（経過措置あり） |

| | |
|----------|--|
| 目的 | 一般目的財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示（IFRS S1号の「コア・コンテンツ」に相当する定め）について定めること |
| コア・コンテンツ | ガバナンス、戦略、リスク管理、並びに指標及び目標に関する開示を提供 |

| | |
|----------|--|
| 目的 | 一般目的財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示（IFRS S2号に相当する定め）について定めること |
| コア・コンテンツ | TCFD提言を踏まえ、気候関連のリスク及び機会に関して、ガバナンス、戦略（シナリオ分析に基づく気候レジリエンスの評価を含む）、リスク管理、並びに指標及び目標に関する開示を提供 |
| 産業横断的指標等 | 以下の産業横断的指標カテゴリーに関連する情報の開示 (1) スコープ1、スコープ2、スコープ3の温室効果ガス排出 (2) 移行リスク、(3) 物理的リスク、(4) 機会、(5) 資本投下 (6) 内部炭素価格、(7) 報酬 |
| GHG排出 | 原則としてGHGプロトコルを用いることが要求されるが、法域の法令等（例えば温対法）でGHGプロトコルと異なる測定方法が要求される場合は、当該方法の利用が認められる |
| スコープ2 | ロケーション基準に加え、次のいずれかを開示 (1) 契約証書を有している場合は、利用者の理解に必要な当該契約証書に関する情報 (2) マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量の開示 |

| | |
|---------|--|
| スコープ3 | カテゴリー別にスコープ3温室効果ガス排出量を開示 アセット・マネジメント、商業銀行、保険 に関する活動の1つ以上を行っており、かつ、それらを業として営むことについて企業が活動する法域の法律等により規制を受けている場合、ファイナンスド・エミッションについて開示 |
| 産業別の指標 | 産業別の指標のうち、主なものを開示 開示する産業別の指標を決定するにあたり、 ISSBの「産業別ガイダンス」 の適用は（要求されないが）参照し、 その適用可能性を考慮 |
| 気候関連の目標 | 気候関連の目標がある場合、当該目標に関する情報を開示（温室効果ガス排出目標を含む） |



今後の予定

🌱 目標時期

| | |
|---------|--------------|
| 公開草案の公表 | 2024年3月29日 |
| コメント期限 | 2024年7月31日 |
| 確定基準の公表 | 2025年3月末（予定） |

🌱 以下の方法により**公開草案の周知・意見交換**を行うことを予定している

- ◆ 当財団ホームページにおける、解説記事、解説動画等の公表
- ◆ 当財団主催のセミナーの開催
- ◆ 当財団以外が主催する説明会への参加
- ◆ アウトリーチ活動ほか

🌱 公開草案における提案

- ◆ **強制適用時期は定めない**
- ◆ **確定基準公表日以後終了する年次報告期間から適用可能とする**
 - ➔ **仮に、2024年度中（遅くとも2025年3月末）に確定基準を公表した場合、3月決算の企業は、2024年度から適用可能**
- ◆ **ただし、SSBJ基準に準拠していることを表明する場合には、SSBJ基準が要求するすべての定めに準拠しなければならない**

🌱 部分的な適用

- ◆ **すでに有価証券報告書において求められる開示を作成するにあたり、SSBJ基準の定めを参考にすることができる**
- ◆ **ただし、部分的にSSBJ基準を適用する場合（すべての定めに準拠していない場合）には、SSBJ基準に準拠していると記述してはならない（経過措置で適用しないことが認められるものを適用しない場合を除く）**

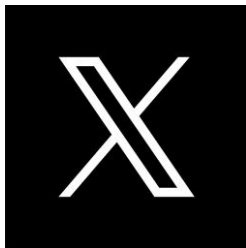


<https://www.ssb-j.jp/jp/>



®

<https://www.linkedin.com/company/Sustainability-Standards-Board-of-Japan>



SSBJ_Japan